別記第２号様式（用紙の大きさは日本工業規格Ａ４）

履　歴　書

（ふりがな） 氏　名		性　別　男　女 生年月日　年　月　日		
住　所 （〒　　）		技能，免許状その他の資格	取得年月日	
（電話番号） （メールアドレス）				

学歴			
学　校　名	修　業　期　間	卒業（修了）（中退）	

職歴				
年　月　日	所属官庁（会社）名	職　名	備　考	受験上配慮を要することを

○農林水産省告示第六百四十二号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年五月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十六年三月一日　第二十一号

二　登録認定機関の名称及び住所

日本認証サービス株式会社　神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎東四丁目五番十七号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

生産情報公表牛肉、生産情報公表豚肉、生産情報公表農産物及び生産情報公表養殖魚

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

国内及び外国（中国を除く。）

(2)　認定を行う事業所の所在地

神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎東四丁目五番十七号

○農林水産省告示第六百四十三号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年五月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十六年三月三十日　第四十三号

二　登録認定機関の名称及び住所

公益財団法人日本油脂検査協会　東京都中野区本町四丁目十九番十三号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

食用植物油脂

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

国内並びにアメリカ合衆国、アルゼンチン、イギリス、イタリア、オーストラリア、カナダ、ギリシャ、シンガポール、スペイン、タイ、大韓民国、台湾、中華人民共和国、ドイツ、トルコ、フィリピン、ブラジル、フランス及びマレーシア

(2)　認定を行う事業所の所在地

東京都中野区本町四丁目十九番十三号

○農林水産省告示第六百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年五月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県大田原市須賀川字明神沢五四六二の二四（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字明神沢五四六二の二四（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年五月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県芳賀郡茂木町大字深沢字仏相二一二五の一、二一一九の六、二一二九の一四、二一一九の二一、二一一九の二四、二一一九の二六、二一三八、二一三九、二一四一、二一四三、二一四四、字番場九一七の一

二　指定の目的　水源の涵養